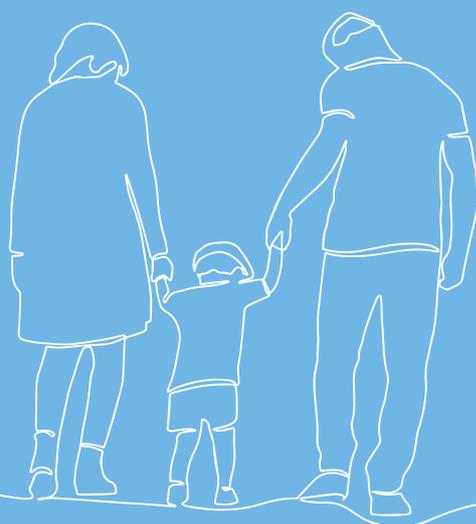


第2章 基本構想





第1節 久慈市の将来像



1 まちづくりの基本理念

本州一の面積を有する岩手県の北東部に私たちのまち「久慈市」は位置しています。市街地から西方には、遠島山をはじめとする北上高地の峰々を遠望することができ、東方には三陸復興国立公園の代表的な景勝地・小袖海岸を有しています。また、清流、久慈川・長内川が市内を東流し太平洋へと注ぐなど、私たちのまちは雄大な自然と美しい景観に囲まれ、その恵みの中で特性を生かした歴史や文化を育んできました。

しかし、近年、私たちの生活を取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化と人口流出が進行し、将来の久慈市の人口は24,841人（2045年度）に減少すると見込まれています。一方で、人口減少は進行するものの価値観やライフスタイルは多様化し、個性重視と自己実現の社会へと進展する中で、人と人とのふれあいや、地域間のふれあいが希薄化しつつあります。

このような状況の中、魅力的で持続可能な自治体運営を行うためには、地域の誇りと魅力を再認識しながら人口減少問題や関連する諸課題に積極的に取り組むとともに、恵まれた自然環境と先人が築いた人間性豊かな地域社会を大切にすることが重要であり、市民一人ひとりが将来を見据えながら市民協働の取組意識を持ち、共有することが必要です。

また、東日本大震災からの復興については、久慈市復興計画に基づく5つのプロジェクト（①生活を再建する、②水産業を復興する、③交流人口を拡大する、④災害に強いまちづくりを進める、⑤再生可能エネルギー等に取り組む）に取り組んできましたが、今後のまちづくりの発展のためには、これらを総合計画の中で継続的に取り組んでいく必要があります。

平成23年に地方自治法が改正され、総合計画の基本部分である基本構想の法的な策定義務は無くなりました。

しかし、市では、市の基本的な理念と将来像を定める基本構想は、まちづくりに不可欠なものとして捉え、基本構想とそれに基づき実施する施策を分野別に体系化した基本計画とを併せた総合計画を策定し、総合的かつ計画的なまちづくりを推進します。

そして、計画に基づいた各分野の取り組みを実行し、さらに市民が住みなれた地域で快適な生活を享受でき、活力と笑顔あふれる豊かな久慈市を創造するため、基本構想計画期間10年間のまちづくりの目指す将来像を次のように設定しました。



まちづくりの基本は「ひと」であり、「人」と「人」、「地域」と「地域」のつながりと支え合いの力が、まちを元気にします。

元気なまちには活力があり、笑顔があふれます。

市民の暮らしを地域が見守り育み、行政が支える。誰もが住みなれた地域で安心して暮らしを営み、先人たちが築き育んできた歴史や文化に誇りを持ち、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを市民一体となって進めていく考え方の基本理念を表現したものです。





1 基本方針

基本理念に掲げた市の将来像を実現するため、重要性・緊急性・市民ニーズなどを勘案し、選択と集中による経営資源の重点投入を主眼に置いて、計画期間内に戦略的な観点から優先的に取り組むことを基本とした「重点戦略」と、地域の特性と課題を踏まえ、総合的に取り組むことを基本とした「基礎戦略」に区分けし、新たなまちづくりを推進します。

【重点戦略】 いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

人口減少や少子高齢化という厳しい状況に立ち向かい、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりを進めるための政策の戦略的な展開を図るために、以下の7つのプロジェクトからなる重点戦略を実施します。

- (1) くじの魅力発信プロジェクト
- (2) 日本一の地域づくりプロジェクト
- (3) 安心・安全のまちプロジェクト
- (4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト
- (5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト
- (6) ^{であ}出愛いと地元愛の育みプロジェクト
- (7) 魅力ある仕事起しプロジェクト



【基礎戦略1】 共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴・広報活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすい事業の実施に努め、市民と市政の情報共有及び双方向の関係づくりに取り組みます。

平成20年には国内人口が減少に転じ、本格的な人口減少社会に突入したことから、地域の魅力発信などによる移住・定住の促進に取り組み、併せて、市民が元気と安らぎを持てる生活を送ることができるように、地域でお互いが支えあえる共助の力を育むとともに、行政・医療・介護・福祉・地域の連携システムを構築することにより、総合的なサービスを提供できるように取り組みます。

また、環境への負荷が少ない低炭素社会・循環型社会の構築を推進し、併せて、市民が安全で、快適な生活を送ることができるよう、道路網の整備をはじめとする都市基盤及び情報基盤等の整備に努めます。





【基礎戦略2】 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを安心して産み育てることのできる環境づくりに努めるとともに、「知・徳・体」の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学び考える力、豊かな心、健やかな体を育み、社会人として必要な総合的な力を身に付ける教育の充実を図ります。また、市民の芸術文化活動へのニーズに応える取り組みを進めるとともに、市民がスポーツに親しめる環境づくりに取り組みます。

【基礎戦略3】 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

一次産業を基幹産業とする当地域にあっては、「安心・安全」を求める消費者ニーズの高まりを好機と捉え、農林水産物の付加価値向上と販売力強化の視点に立った生産・流通体制の構築など一次産業の振興に取り組みます。

また、地域の特性を生かせる企業の誘致、既に立地している企業へのフォローアップなど、より一層の雇用の確保を促進するとともに、起業支援や中心市街地の活性化など商工業等の振興に取り組みます。





第2節 施策の大綱



子どもたちに誇れる
笑顔日本一のまち
久慈

〈基本方針〉

【重点戦略】

いつまでも
住み続けたいと
思うまちづくり

【基礎戦略1】

共に支え、元気と
安らぎあふれる
まちづくり

【基礎戦略2】

総合力豊かな人材を
育てるまちづくり

【基礎戦略3】

資源を生かす魅力と
やりがいのある
産業のまちづくり

〈主要施策〉

- (1) くじの魅力発信プロジェクト
- (2) 日本一の地域づくりプロジェクト
- (3) 安心・安全のまちプロジェクト
- (4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト
- (5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト
- (6) 出愛いと地元愛の育みプロジェクト
- (7) 魅力ある仕事起しプロジェクト

- (1) 情報公開の推進
- (2) 市民との協働の推進
- (3) 地域づくり活動の推進
- (4) 交流・連携と移住・定住の促進
- (5) 社会福祉の充実
- (6) 高齢者福祉の充実
- (7) 障がい者福祉の充実
- (8) 地域医療の充実
- (9) 保健活動の充実
- (10) 自然景観の保全・創造と活用
- (11) 環境対策の推進
- (12) 市民生活の充実
- (13) エネルギー対策の推進
- (14) 防災体制の充実
- (15) 道路整備の促進
- (16) 港湾整備の促進
- (17) 街並み環境整備の促進
- (18) 生活環境基盤整備の促進
- (19) 情報通信環境の充実

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 生涯学習の充実
- (4) 生涯スポーツの振興
- (5) 男女共同参画社会の推進

- (1) 農業の振興
- (2) 林業の振興
- (3) 水産業の振興
- (4) 商工業等の振興
- (5) 観光の振興

第1章
序論

第2章
基本構想

序章
SDGsの取組

第1章
重点戦略

第2章
基礎戦略1

第3章
基礎戦略2

第4章
基礎戦略3

付属資料



【重点戦略】いつまでも住み続けたいと思うまちづくり

(1) くじの魅力発信プロジェクト

「琥珀と恐竜の太古ロマン」や「ロケツアーリズム」などの地域資源を活かした魅力発信に努めるとともに、豊かな自然環境や、農林水産業を生かした教育旅行・体験型観光の受け入れ体制の強化に取り組みます。

また、広域道の駅を地域の魅力発信拠点とし、広域4市町村の連携と効果的な情報発信に取り組みます。

(2) 日本一の地域づくりプロジェクト

住民協働や地域の支え合いの重要性は今後さらに高まることから、より多くの市民が地域づくり・まちづくりに参加するための環境づくりに取り組みます。

また、趣味やサークル活動等の小さなコミュニティが、生活の困りごとを抱える住民を支えられるような仕組みになるよう支援するとともに、町内会、地域といった大きなコミュニティの活性化に取り組むなど、住民協働の輪の拡大と連携強化による地域づくり日本一を目指します。

(3) 安心・安全のまちプロジェクト

予期せぬ災害等の被害を最小限に抑えるためには、迅速な情報の把握と自助・共助・公助の連携が重要なことから、防災・防犯情報を速やかに届けるための充実した仕組みづくりを進めるとともに、自助・共助・公助との役割認識と連携の強化及び、自主防災力の強化に取り組みます。

また、震災アーカイブ等東日本大震災の記憶を風化させず後世に伝える取組を推進します。

(4) みんなに愛されるマイバス・マイレールプロジェクト

バスや鉄道の運行については、アクセス及び利便性など利用者の需要に配慮した交通ネットワークの整備と、それぞれの地域に合った移動手段の確保を目指し、地域・事業者・行政が協働して効果的な運行に取り組みます。

また、住民・地域みんなに愛されるマイバス・マイレールづくりを展開し、公共交通機関の利用促進を図ります。

(5) 安心できる医療福祉のまちプロジェクト

「自らの健康は自らが守る」を基本に市民の健康維持・向上に努め、高齢者を地域で見守る活動の充実と生きがいづくりに取り組みます。

また、感染症対策に取り組み、「新しい生活様式」の実践や医療体制の充実を図る



とともに、医師確保のため、地元出身の医師の人材育成など医師確保対策に努め、周産期医療の充実など安心できる医療環境の整備に取り組みます。

(6) ^{であ}出愛いと地元愛の育みプロジェクト

未婚化、晩婚化を要因とする少子化への対策として、結婚に対する意識の醸成や結婚したい市民への支援に取り組むとともに、妊娠期から出産・子どもの就学期までの間ワンストップで相談できる体制を整備し、切れ目のない子育て支援に取り組みます。また、子どもたちが地域の魅力を体験し、地元愛を育むための活動に取り組みます。

(7) 魅力ある仕事起しプロジェクト

行政・企業・団体・教育機関等が連携して、職場見学やキャリア教育を推進する仕組みを構築するなど、地元企業や地域産業に対する理解と職業意識の醸成に取り組みます。

また、高等教育機関卒業者の採用支援を行うとともに、企業や研究機関等の誘致、豊かな地域資源を生かした6次産業化や新事業の創出、特色ある企業の技術の情報発信等、意欲のある起業家や事業者に対する支援体制を構築し、魅力ある雇用の場の創出に向けて取り組みます。





【基礎戦略1】共に支え、元気と安らぎあふれるまちづくり

(1) 情報公開の推進

① 情報の有効活用

行政が保有している情報で、市民にお知らせする必要があるものについては積極的に説明し、情報提供に努めます。

また、住民基本台帳ネットワークシステム等の有効活用・運用拡充に努め、市民の利便性の向上を図ります。

② 広聴広報の充実（市民参加の市政）

「市民参加の市政」を進めるため、これまで行ってきた広聴活動を実施しながら、市民が参加・発言しやすいよう、引き続き事業内容の改善に努め、併せて、市民からの情報提供・発信や「広報リポーター制度」、中高生向け広報紙の発行など、市民との協働による広報活動の更なる充実に努めます。

また、市広報紙・ホームページなどに広報広聴事業の内容を掲載し、市民と市政の情報共有及び双方向の関係を構築します。

(2) 市民との協働の推進

① 新たな行政運営の検討

財政環境が厳しい中、「新たな視点、異なる手法」に立ち、これまでとは違った行政手法を検討していく必要があります。国が掲げる構造改革特区や地域再生推進のための基本指針に則った検討、また、民間活力の積極的な導入等、独自の新しい行政手法を積極的に取り入れていきます。

② 施設の有効利用

社会の多様化、人口の減少、年齢構成の変化等に伴い、行政サービスへの需要は質的にも量的にも変化してきています。

市有施設については、建設当初の目的から使用実態や期待する機能が変わってきているものもあり、市民にとって真に必要な施設となるよう、既存施設の管理形態や統廃合を含めた活用方針を明確にし、その適切な管理を行います。

③ NPO、ボランティアとの協働の推進

行政と市民活動をつなぐNPOやボランティア団体の活動は、大きな社会的役割を担っています。今後ますますその活動に期待が高まる中、引き続きNPOやボランティア団体の育成、支援を行うとともに、市民活動意識の醸成を図り、協働を積極的に推進します。



(3) 地域づくり活動の推進

① 地域コミュニティの拠点づくり

市民センターを地域づくり活動の拠点として、地域住民が目指す地域づくり活動を実践するための適切なサポートを行い、住民と行政との協働によるコミュニティ体制の強化を推進します。

② 住民自治の推進

限られた財源のなかで、多様化・高度化する市民ニーズに応えていくため、市民団体の育成及び市民団体が主体的に行う地域づくり活動に対して、積極的に支援を行います。

(4) 交流・連携と移住・定住の促進

① 広域圏内の交流・連携の推進

久慈広域圏においては、少子高齢化の進展、財政難、住民の生活圏の拡大に対応するため、情報の共有化を図りながら、なお一層の交流・連携の強化に努めるとともに、新たな政策連携の創出に努めます。

② 国際交流の促進及び姉妹都市・他圏域等との交流・連携の促進

SDGsをはじめとする共通課題に対応するため、国内の他自治体や民間企業など多様なステークホルダーとの連携に積極的に取り組みます。

また、久慈市国際交流協議会との連携により、市民レベルでの国際姉妹都市等との交流機会の充実を図ります。

③ 地域の魅力発信による移住・定住の促進

少子高齢化、人口流出による人口減少に対応するため、地域の魅力発信や移住者支援策の拡充により、戻ってきたいと思うまち、ずっと住み続けたいと思うまちとして、K（U・J・I）ターン移住者の確保に努めます。

(5) 社会福祉の充実

① 福祉コミュニティの充実

日ごろからの見守り活動や地域活動を通じた福祉コミュニティの充実を推進し、住み慣れた地域でお互いが支えあえる共助の力を育てるとともに、ボランティア活動や福祉活動を推進するリーダーやコーディネーターを育成し、積極的にボランティア活動に参加する人を増やします。

また、市民からの多様な相談に対応するため、制度や部署を超えた連携体制を整え、関係団体等とのネットワークを形成します。

② 生活困窮者等への支援体制の充実

低所得者、生活困窮者、母子・父子世帯等への相談及び支援体制の推進を図るため、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携強化に努めます。



③ 国民健康保険・国民年金制度の啓発

国保財政の安定化に向けて、収納率向上の取組み等による歳入の確保、広報、パンフレット等による国保制度の普及・啓発を図り、医療費の適正化を進めるとともに、併せて疾病予防に重点を置く健康づくりのための保健事業を推進します。

また、国民年金制度の広報活動、年金相談のさらなる充実を図り、将来の安定した生活基盤の確立に努めます。

(6) 高齢者福祉の充実

① 地域包括ケアシステムの推進

医療・介護の連携を図り、医師や介護従事者が参画する会議を開催し、情報共有する体制を充実させ、医療と介護を一体的に提供できる体制を深化・推進します。併せて、行政・医療・介護・地域が個別の支援体制を話し合い、地域の課題を発見する場とするとともに、顔の見える関係づくりを構築し個別の事例に対応します。

また、高齢者の多様なニーズに対応するため、既存の助け合いを生かしながら、地域住民やNPO、民間企業がサービス提供者となり、配食や買い物支援等に対応できる体制を促進します。

② 介護サービスの充実

高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けていけるよう、地域全体で高齢者を支える「地域包括ケアシステム」の深化・推進に必要な介護サービス施設の整備と関係機関との連携に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域において継続的に介護予防に取り組める体制づくりを行うほか、認知症施策など地域支援事業の推進に努めます。

③ 生きがいづくりへの支援

これまでの豊富な知識や経験を生かし、地域活動、学習やスポーツを通じた交流の機会の充実、世代間交流やサロンへの参加を通じた、地域との交流を促進します。

また、高齢者自らが、健康づくりや食育活動などの、地域の介護予防を推進する担い手として活躍し、生きがいを持って生活できるよう支援します。

(7) 障がい者福祉の充実

① 障がい福祉サービスの充実

障がい者が住み慣れた地域で、能力や適性に応じ自立した日常生活と社会生活が送れるよう、多様なニーズに対応したサービスの提供に努めます。

② 社会参加への支援

関係機関との連携により、地域生活や就労への支援に努めるほか、スポーツ・文化活動等を通じて、障がい者の社会参加を促進します。

③ 支援体制の充実

障がい者が安心して生活できる地域社会づくりを進めるため、地域の保健、医療、



教育、雇用等関係機関と連携し、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築に努めます。

(8) 地域医療の充実

① 医療機関の充実

市民が地域で安心して適切な医療サービスを受けられ、心身ともに健康で長生きできるまちを目指すとともに、安心安全に子供を産み育てることができる医療体制の充実に努めます。

また、感染症の拡大に対応可能な医療提供体制の整備・充実に取り組むとともに、中核病院である県立久慈病院の診療科目の充実や医師確保を図るため、岩手県等に対する要望活動を実施し、併せて、市独自の奨学資金貸付事業等の実施により医師・看護師の確保に努めます。

② 医療機関の連携

県立病院と市内医療機関、施設、薬局等との連携を図り、医療、介護等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療まで医療機関相互の連携を促進し、効果的な医療供給体制の整備を促進します。

(9) 保健活動の充実

① 次世代からの健康づくりの推進

子どもを望む夫婦に対する治療費の助成及び安心して出産や育児ができるための支援体制の充実に努めます。

また、各種乳幼児健診や相談の充実及び受診率の向上を図り、疾病、発達遅延等の早期発見・早期治療に努めます。

② 成人の健康づくりの推進

各種健康診査や各種がん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見、早期治療につなげます。

また、生活習慣病予防のための普及啓発を図り、個々に合った健康づくりの実践ができるよう支援します。

③ こころの健康づくりの推進

関係機関と連携し、こころの健康づくりの知識の普及を図ります。

また、相談窓口の周知とこころの健康づくりに関する相談体制の充実に努めます。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

関係機関と連携し、歯と口腔の健康づくりの知識の普及を図ります。

また、妊産婦、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期のライフステージごとの特性を踏まえて、適性かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを進めます。

⑤ 食育の推進

生涯にわたって食育を実践できるよう、食育に関する正しい知識、情報の普及啓



発に努めます。

また、関係機関と連携し、効果的な食育の推進に努めます。

(10) 自然景観の保全・創造と活用

平庭高原の白樺や陸中海岸など、大自然の素晴らしい景観をこのままの状態ですべてに引き継ぐため保全活動に努めます。

また、三陸ジオパークを通じた自然学習・体験や他地域との連携に努めます。

(11) 環境対策の推進

① 自然環境の保全と創造

貴重な自然環境や市民の健康で快適な生活環境を保持するため、騒音、悪臭、水質汚濁等の監視、調査の強化に努めるとともに、ポイ捨てや不法投棄の防止に向け市民と事業者及び行政が一体となった取組みを推進します。

また、良好な環境を将来にわたって継承するため、市民の自然環境保全の意識啓発に努め、生物の貴重な生息場所である森林や水辺等の保護、保全に努めます。

② 資源循環型社会の推進

資源循環型社会の構築を推進するため、市民、事業者及び行政が役割分担してごみの減量化、再利用及び再利用率の向上に努めます。

③ 衛生施設等の整備改善

ごみ処理施設や最終処分場の延命を図るため、排出抑制やリサイクル、ごみ分別を推進します。

(12) 市民生活の充実

① きめ細やかな行政サービス

行政サービスの向上のため、きめ細かな相談サービスの提供に取り組み、親切で真心のある対応に努めます。

② 消費者教育・消費者保護対策の充実

広報紙やホームページのほか出前講座や各種講習会の開催により消費者教育の充実に努めます。

また、消費者事故や消費者トラブルから市民を守るため、情報をできる限り早期に把握し、注意喚起に努めます。

また、寄せられる相談や苦情に迅速に対応できるよう、消費生活相談員の資格保有率・研修参加率の向上を目指します。

③ 交通安全・防犯対策の推進

交通事故の未然防止のため、各年齢層に応じた交通安全教育・啓発事業に取り組みます。

また、安全で住みよい地域社会のため、市民と行政が一体となってその実現に努めます。



(13) エネルギー対策の推進

① 再生可能エネルギーの導入促進

当市に賦存するエネルギーポテンシャルの有効活用を図るため、発電事業者や研究機関等との連携により、新たなエネルギー開発に向けた実証調査を進めるとともに、他地域との連携によるエネルギーの供給スキームについても検討を進めます。

また、国や送電事業者に対し、送電網の強化を要請し、当市のエネルギーポテンシャルが生かされるよう働きかけます。

② 省エネルギーの促進

2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、市民が主体となる地球温暖化防止活動の支援に努めます。

また、事業活動の省エネルギー化を促進するため、省エネ診断・省エネ設備導入支援等の情報提供に努めます。

(14) 防災体制の充実

① 浸水対策の推進

近年増加する浸水災害に対応するため、雨水排水ポンプ場等の整備に努めます。

② 災害に強い地域づくりの推進

自然災害による被害の発生を未然に防ぐため、湾口防波堤の整備促進をはじめ治山、治水、砂防、海岸保全に取り組み各種防災事業を進め、災害に強い地域づくりを推進します。

③ 防災意識の啓発

防災センターを活用した体験学習や津波避難訓練、各種広報活動、自主防災組織の結成・育成等、市民の防災意識の啓発・普及に努めます。

また、国、県、関係機関等との連携による情報通信ネットワークや防災行政無線及び防災情報メルマガ配信サービス等による市民への情報伝達体制の強化を図ります。

④ 消防体制の充実

定数割れが続いている消防団員について、消防団協力事業所との連携や、機能別消防団制度の導入に取り組み、多様な人材が活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

(15) 道路整備の促進

① 広域幹線道路網の整備・活用

国道281号の抜本的改良など広域幹線道路網の整備促進に努めます。

また、三陸沿岸道路の開通効果を最大限に活用するため、広域道の駅の整備と効果的な活用に努めます。



② **幹線道路の整備**

当市の幹線道路については、救急医療の広域連携による安全性の向上、地域間の交流促進等、安全・安心な主要幹線道路網の整備促進に努めます。

③ **生活道路の整備**

市道についても幹線道路との連携を図り、整備手法等について検討を加えながら、整備改良を進め、交通危険箇所の解消に努めます。

④ **都市計画道路の整備**

健全・快適な市街地の形成促進と交通環境改善のため、都市計画道路の整備を推進します。

⑤ **道路・橋梁等の計画的な維持・補修**

既存の道路、橋梁等の老朽化も進行しており、適切な改良整備、老朽化対策、維持管理に努めるとともに、地域の特徴を生かした、市民と行政の協働による道路維持補修の積極的な推進に努めます。

(16) **港湾整備の促進**

① **港湾機能の強化**

海洋に開かれた都市としての可能性を最大限に有効活用するため、港湾管理者等の港湾関係者との連携を図りながら、ハード面における港湾機能の強化に努めます。

② **湾口防波堤の整備促進**

湾口防波堤は、市街地の津波浸水範囲を大幅に減少させ、市民の生命と財産を守るうえで最も重要な防災基盤であることから、あらゆる機会を捉え国・県等に対する要望活動を行い、一日も早い完成に向けた整備促進に努めます。

また、湾口防波堤工事の進捗による静穏域の活用について、具体的な検討を進めます。

③ **港湾の利用促進**

貨物取扱量の増加に向け、既存企業への支援を強化するとともに、新規利用企業の掘り起こしに向けた効果的なポートセールスを進めます。

また、大型客船の誘致を積極的に行い、港湾の賑わいづくりに努めます。

(17) **街並み環境整備の促進**

① **集約型の地域づくり**

自然環境や都市景観に配慮し、地域毎にコンパクトで都市機能が充実した地域づくりを推進します。

② **空家対策の推進**

空家所有者による適正な維持管理を促し、利用可能な空家の活用などに努めます。

③ **住環境の向上**

公営住宅の計画的な整備と、人・環境にやさしい住宅・居住環境の形成に努めます。

第1章 序論
第2章 基本構想
第3章 SDCsの取組
第1章 重点戦略
第2章 基礎戦略1
第3章 基礎戦略2
第4章 基礎戦略3
付属資料



④ 公園・緑地の維持管理と活用促進

市民の身近な遊び場や、憩い、交流、スポーツ・レクリエーションの場として、また災害時の避難場所・防災拠点などとして公園・緑地の適正な維持管理を行い、その利用促進に努めます。

(18) 生活環境基盤整備の促進

① 安定した給水体制の確保

老朽施設の計画的な更新を図ります。

また、水道事業の経営効率化を図るとともに、定期的な水道料金の見直しについて検討していきます。

② 汚水処理施設の整備

地域の事情等にも配慮しながら整備を進め、市民が快適で衛生的な生活を営むことができるように努めます。

(19) 情報通信環境の充実

地形の影響などにより携帯電話、テレビおよびラジオ放送の電波受信が困難な地域があります。市民が快適な生活を営むことができるよう、既存の情報通信基盤の活用などにより受信環境の改善に取り組みます。





【基礎戦略2】 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

(1) 子育て支援の充実

① 子育て環境の充実

子どもを健やかに育てるための生活環境や、子育てを支援する雇用環境の充実などを図りながら、子どもを産み育てやすい環境づくりに努めます。

また、県と連携し、医療費助成にかかる所得制限の撤廃等について検討を行うなど、子育て世代の負担軽減に向けて取り組めます。

② 幼児期の教育・保育環境の充実

幼児期は人格形成上、最も重要な時期であり、健全で優しい環境の中での的確な保育や教育を行うことが大切です。子どもたちが恵まれた環境の中で豊かな経験を積み、将来に向けて、たくましく生きぬく力を身に付けられるような環境の充実に努めます。

③ 保育施設等の整備

子どもたちが、良好な環境で保育又は教育が受けられるよう、保育所等の施設整備や健全な運営への支援に努めます。

④ 子育て支援施設の充実

学童保育所の施設整備を図るとともに、子育て支援センター等を拠点として、子育て情報の提供や、親や子どもの交流機会の充実などに努めます。

(2) 学校教育の充実

① 生きる力の育成

「知・徳・体」調和のとれた児童生徒の育成を目指し、学び考える力、豊かな心、健やかな体を育み、社会人として必要な総合的な力を身に付ける教育の充実を図ります。

② 国際理解教育の充実

グローバル化社会に適応した知識や能力の伸長を図り、国際社会において主体的に行動できるグローバル人材の育成に努めます。

③ 特別支援教育の充実

就学支援を充実させ、多様な教育的ニーズに対応するとともに、「共に学び、共に育つ」インクルーシブ教育の推進に努めます。

④ 情報教育の充実

I C T機器を活用した授業の推進を目指し、教員のI C T活用指導力向上とI C T機器の充実など環境整備に努めます。

また、S N S等による犯罪やいじめ等の問題に巻き込まれないよう情報モラル教育の充実に努めます。



⑤ 学習環境の充実

遠距離通学児童・生徒のためにスクールバス等の通学支援を維持するとともに、経済的に就学困難な児童・生徒に対して就学援助を行うなど学習環境の充実に努めます。

⑥ 学校施設の充実

児童・生徒に快適な教育環境を提供し、安全・安心な学校生活を確保します。

⑦ 学校給食の充実

学校給食を通じた児童・生徒の心身の健全な発達、地場産品の利用による地産地消及び食育の推進に努めます。

(3) 生涯学習の充実

① 生涯学習の充実

親子が元気になる家庭教育支援を目指し、地域ぐるみで子育てができる環境づくりを目指します。

また、子どもから高齢者までの多種多様な学習意欲を喚起・支援するための学習機会の提供に努めます。

② 文化施設の連携と芸術文化活動の充実

市民の芸術文化活動へのニーズに応えるため、多様なジャンルの事業提供と情報発信に努めます。

また、芸術文化の拠点施設として効率的な施設運営に努めます。

③ 図書館機能の充実

市民の学習意欲に応じた資料収集と相談機能の充実による「役に立つ図書館」を推進し、市民情報交流の場を提供するとともに、非来館サービスの充実により地域の過疎化対策に努めます。

また、郷土資料の収集に努めるとともに、子どもたちの読書環境の充実に努めます。

④ 地域の歴史と文化の継承と発信

地域に残る文化財等の調査を実施し、保存と情報の発信に努めます。

また、郷土芸能の保存と継承を図るとともに、新たな担い手の育成に努めます。

(4) 生涯スポーツの振興

① 生涯スポーツの充実

市民がいつまでも健康を維持するために、気軽にスポーツに親しめる環境の充実に努め、その機会の提供と情報発信に取り組みます。

② 体育施設の有効活用

各体育施設の計画的な改修整備を行い、利用促進に努めます。また、久慈市総合運動公園基本計画を推進するための財源確保に努めます。



③ 柔道のまちづくりの推進

三船久蔵十段の偉業を顕彰するとともに、関係団体と連携しながら各種大会や教室を開催し、更なる「柔道のまちづくり」を推進します。

(5) 男女共同参画社会の推進

① 市民の意識の醸成

男女共同参画社会の推進には、市民意識の醸成が不可欠です。そのために、セミナーの開催、広報紙などを通じた啓発活動や、学校での教育の充実に努めます。

② 審議会委員等への積極的な登用

政策や方針決定等へ女性の意見を反映させ、住み良い男女共同参画社会を形成するため、審議会委員等への女性の積極的な登用を図ります。

③ 女性リーダーの養成

女性の積極的な社会参画を促すため、各種団体の活動支援を行い、セミナーや研修等を通じて広い視野を持ったリーダーの育成に努めます。

また、事業所への働きかけを行い、仕事と生活が両立できる職場づくりに努めます。





【基礎戦略3】 資源を生かす魅力とやりがいのある産業のまちづくり

(1) 農業の振興

① 担い手農家の育成・確保

国の制度改革を踏まえ、足腰の強い農業を推進するため、認定農業者を育成支援するとともに、中核農家を中心とした集落営農組織等への誘導を図り、集落ぐるみ農業を推進します。

② 基幹作目等の振興

農業の基幹作目として新たな園芸作物の普及に努めます。また、持続可能な農業の実践を目指し、GAPなどの取り組みを推進します。

③ 畜産業の産地化の推進

畜産農家の省コスト化、省力化、大規模化、品質向上等により効率的で生産性の高い経営体の育成に努めます。

また、山形村短角牛のブランド力向上に努めます。

④ 地産地消の推進

安全で新鮮な地元農産物に対する消費者の需要が高いことから、関係機関との連携を図りながら、学校給食等食材への活用、産直施設への農産物の出品などその体制整備に努めます。

⑤ 都市との交流の推進

豊かな自然景観や農林水産業を活かしたプログラムの充実と受け入れ体制の強化に取り組みます。

また、生産者と消費者間で情報の共有できる環境づくりを構築し、当市の魅力発信に努めます。

⑥ 農業環境整備の促進

ほ場、農道、用排水路の整備を推進し、優良農地の確保と計画的な土地利用に努めます。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い適切な保全管理に努めます。

(2) 林業の振興

① 林業基盤の整備

森林経営管理制度による適切な森林管理を促し、持続可能な森林資源の有効活用を図るとともに、林業の担い手育成の支援に努めます。

また、木質バイオマスエネルギーの活用に向け関係団体等との連携や環境整備に努めます。



② 日本一の炭の里づくりの推進

G I 保護制度に基づく高付加価値化を支援するとともに、生産基盤の強化と経営安定を図り、日本一の炭の里づくり推進協議会をはじめとした関係機関・団体と連携し、販路拡大とPRに努めます。

③ 特用林産物生産の振興

担い手確保と作業負担の軽減、収量の増加に向けた取り組みを継続し、安定経営に向けた支援に努めます。

(3) 水産業の振興

① つくり育てる漁業の推進

水産物の安定的、持続的な供給を維持するため、種苗放流や磯焼け対策の実施など、つくり育てる漁業の推進に努めます。

また、久慈湾の湾口防波堤の建設に伴い創出される静穏域において、引き続き養殖試験検や湾内の環境調査を実施します。

② 漁港漁村の整備

水産物の安定供給の基盤となる漁港機能の維持・向上と漁村の生活環境及び漁港・漁場の水域環境の改善を図るために、漁港施設と漁業集落環境の整備に努めます。

③ 内水面漁業の振興

自然環境に配慮した川づくりや、淡水魚増殖事業の継続により、内水面漁業資源の保護、振興に努めます。

④ 担い手育成対策

漁業就労環境や生活環境の整備を図るなど、魅力ある漁業環境づくりを目指し、漁業の担い手確保に努めます。

⑤ 水産物の水揚げ強化と販売力の向上

外来船誘致により水揚げの強化を図るとともに、水産加工品の流通体系を構築し、消費者のニーズに合った商品の開発を行い選ばれる産地を目指し取り組みを進めます。

(4) 商工業等の振興

① 起業家に対する支援

地域経済の活性化と雇用の場を創出するため、計画性と意欲のある起業家に対しては、「久慈・ふるさと創造基金」及び「起業・立地奨励補助金」を活用して資金面で積極的に支援し、新事業の創出及び地域産業の振興を図ります。

② 中心市街地の活性化

YOMUNOSU及び駅前広場を活用し、久慈駅前周辺の機能及び景観向上に努めます。

また、YOMUNOSUとやませ土風館との連携により、中心市街地全体の回遊性向上を図ることで、商店街への波及効果を促進します。



更には、商工会議所等と連携し、個店の魅力向上や空き店舗対策等のソフト事業に取り組むとともに、賑わいの源となる中心市街地定住人口の増加に取り組みます。

③ 商工業の振興

市内の商工業を取り巻く環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、未だ厳しい経営を強いられている事業者も存在するため、今後も、国・県と協力しながら、各種支援策を積極的に活用すると共に、引き続き商工会議所とも連携し、経営・融資相談などの拡充に努めます。

④ 雇用機会の創出

地域の特性を生かした企業誘致活動・人材育成事業を推進するとともに、既立地企業へのフォローアップや若年者・非自発的離職者を雇用する事業者への支援を通じて、雇用の場の確保を図ります。

また、若年者の地元就職・定着を推進するとともに、雇用のミスマッチの解消及び高齢者等の就業の機会の促進を通じて、労働力の確保を図ります。

⑤ 働きやすい職場環境づくりの推進

働きやすい職場環境づくりを支援し、企業の魅力向上に努めます。

⑥ 内発型産業の創出

地域資源を活用した起業や商品開発、販路の拡大等に対して、県や大学、関係機関等と連携した支援を行うことにより、内発型産業の振興に努めます。

(5) 観光の振興

① 総合産業としての観光の推進

観光産業は、地域内にある全ての産業を集約した総合産業であるとの認識に立ち、農林水産業、商工業等さまざまな業種との連携を図り、産業全体の振興に努めます。

また、各種体験・交流型の観光を推進することにより滞留性・周遊性を高めるよう努めます。

② お祭り・イベントの充実

久慈秋まつりをはじめ、地域に根ざし親しまれてきた様々な祭事などが受け継がれており、市民の一体感を醸成する行催事のより一層の充実に努めます。

③ 観光資源・施設の整備と観光ルート化の推進

復興道路の整備に伴い、観光客の行動範囲が広がり観光ルートの選択肢が増えるため、より一層観光地間の競争が厳しくなることから、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク、三陸復興国立公園、あまちゃんのメインロケ地等、市の魅力を生かした広域観光ルートの形成など周辺地域と連携し、観光客の誘客力の強化に取り組めます。

④ 情報発信の強化

観光客の利便性を図るため、電子媒体を用いた情報発信のほか、外国語表示や絵文字等を活用した観光サイン等の充実・強化に努めます。



第3節 将来の主要指標



1 人口指標

総人口は、平成27年の国勢調査で35,642人となっていますが、今後、出生率の低下や若年層の流出などにより減少するものと見込まれ、久慈市人口ビジョンにおける将来展望では、令和7年に32,215人になるものと予測されています。

また、世帯数は、令和7年度に14,130世帯になると見込まれており、1世帯当たりの人員は、核家族化が引き続き進行することや出生率が低い水準で推移することが予想されることから、2.3人に減少するものと予測されています。

(参考) 人口と世帯の将来推計

			前期基本計画 (最終年度)	後期基本計画 (最終年度)		
			H27年 (実績値)	R 2年 (予測値)	R 7年 (予測値)	増加率 H27⇒R 7
総人口			35,642人	33,928人	32,215人	-9.6%
3 区 分 別 人 口	年少人口 (14歳以下)	人口	4,505人	4,005人	3,629人	-32.6%
		構成比	12.6%	11.8%	11.3%	
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	人口	20,544人	18,776人	17,191人	-19.4%
		構成比	57.6%	55.3%	53.3%	
	老年人口 (65歳以上)	人口	10,527人	11,147人	11,395人	8.2%
		構成比	29.5%	32.9%	35.4%	
世帯数			14,256世帯	14,283世帯	14,130世帯	-126世帯
1世帯あたりの人数			2.5人	2.4人	2.3人	

※1 H27年(実績値)は国勢調査結果を使用

※2 R 2年、R 7年予測値は、久慈市人口ビジョン(令和2年3月)を使用

人口は、当市の行財政運営に大きな影響を及ぼす重要な指標であり、交通・情報基盤の整備と他地域との連携交流を強化し、地域経済の活性化に繋がる交流人口の拡大を推進するほか、多様な就業機会の確保、子育て支援を図る各種施策を充実するなど、各分野での移住・定住人口の増加対策と人口減少速度の抑制に努め、久慈市人口ビジョンにおいて、令和7年度(2025年度)は32,215人、令和27年度(2045年度)は24,841人の確保を目標として掲げます。



2

産業経済指標

就業人口は、総人口の減少に伴い、下降するものと予測され、また、第3次産業の割合の増加が一層進むものと見込まれます。

市内総生産は、第1次産業、第2次産業、第3次産業ともに増加傾向となっており、当面は1,290億円前後で推移するものと見込まれます。

市民一人当たりの分配所得は、平成17年以降増加傾向にあり、平成27年には県平均を上回っています。(久慈市2,689千円、岩手県2,667千円)

このことから、引き続きこれまで取り組んできた第一次産業の振興に努め、企業誘致等産業振興施策の一層の充実を図るとともに、さらなる市民所得の向上に繋がる、内発型産業の振興、総合産業としての観光振興及び道路・港湾等産業基盤の整備促進などに努めます。また、社会経済情勢等を注視し、ニーズを的確に把握し、適切な施策の実施に努めます。

(1) 就業人口

(単位：人)

区 分		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
久慈市	第1次産業	3,874	2,718	2,121	2,154	1,596	1,607
	第2次産業	6,987	6,455	6,429	5,188	4,524	4,852
	第3次産業	9,292	10,103	10,387	10,552	10,135	10,626
	合 計	20,158	19,305	18,941	17,962	16,282	17,134

資料 総務省統計局 国勢調査

(2) 市内総生産

(単位：百万円)

区 分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
久慈市	第1次産業	4,242	4,560	5,013	5,867	5,937	5,922
	第2次産業	32,087	29,963	36,872	37,564	39,364	39,561
	第3次産業	79,828	80,580	81,850	82,718	82,263	82,715
	合 計	116,811	115,893	124,972	127,118	128,151	128,956
岩手県		4,184,104	4,351,363	4,457,284	4,562,746	4,554,930	4,651,238

資料 岩手県市町村民経済計算年報

※ 過去の推計結果は、推計に利用している係数の遡及改訂にあわせて改定しています。



(3) 市民一人当たりの分配所得

(単位：千円)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
久慈市	1,903	2,180	2,247	1,925	2,147	2,689
県平均	2,210	2,602	2,635	2,336	2,275	2,667

資料 岩手県市町村民経済計算年報

※ 過去の推計結果は、推計に利用している係数の遡及改訂にあわせて改定しています。





第4節 土地利用方針



久慈市は、岩手県北東部に位置し、総面積は624km²を有しています。

東側は、太平洋に面した海岸段丘が連なり、三陸復興国立公園に指定されています。また、西側は遠島山など標高1,000m以上の山嶺を有する北上高地の北端部にあたり、東流する久慈川・長内川等の河川が急峻な溪谷を形成しながら太平洋に注いでいるなど、自然に包まれたまちです。

土地は、自然環境の保全や公害防止、治山、治水等の効用を有する、市民のための限られた資源であるとともに、市民生活や生産活動の共通の基盤です。

このため、土地の利用に当たっては、市域の自然的、社会的、経済的及び文化的状況に配慮して、健康で文化的な生活の確保と市域の均衡のとれた発展を基本に、公共福祉の実現と自然環境の保全との調和を図り、総合的かつ計画的に行います。

1 農用地

農用地については、食糧供給基盤として、また、豊かな緑の環境を保全するためにも、優良農地の確保に努めながら、農業生産基盤の整備と農業経営の高度化等により効率的な利用を進めます。

また、都市的活動に伴う土地利用の転換にあたっては、農地の持つ公益的機能にも配慮し、無秩序な転換の抑制に努める一方、市街地区域内における農用地は、周辺環境との調和のもとに計画的かつ合理的な土地利用を進めます。

2 森林

森林については、林業生産基盤のほか、自然環境の保全、保健・休養、あるいは保水による災害防止等の公益的機能を有するとともに、緑地として良好な生活環境に寄与していることから、その保全に努めます。

なお、住宅・レクリエーション利用等に伴う土地利用の転換にあたっては、自然環境との調和に配慮します。

3 河川・水路

河川・水路については、災害防止の観点から、改修に必要な用地の確保を図ります。

なお、河川・水路の整備にあたっては、自然環境の保全や市民の生活環境に配慮するとともに、周辺環境と調和した快適な水辺空間の創出に努めます。



4 道 路

一般道路については、円滑な交通の確保を図るだけでなく、生活・生産活動を支える基盤であり、都市の骨格を構成し、交流の場ともなる都市空間を提供するなど多様な機能を果たしています。

このため、道路の安全性、快適性等の向上及び市民の生活環境の保全に配慮しながら、計画的な整備を進めるとともに、必要な用地の確保を図ります。

また、農林道については、農林業の生産性の向上及び農地、森林の適正な管理を図るため、自然条件をはじめ周辺環境の保全に十分配慮するとともに、一般道路を補完する機能をも考慮しながら、必要な用地の確保を図ります。

5 宅 地

住宅地については、市街地拡大の抑制を図りながら、都市計画区域内や地域の拠点への居住の誘導を緩やかに進めるとともに、計画的な住宅供給の誘導、調整に努め、土地の有効利用を進めます。

工場用地については、地域経済の活性化や雇用の場の確保など、都市全体に活力を与える企業立地の受け皿となることから、周辺環境の保全に十分配慮し、必要な用地の確保を図ります。

6 その他の用地

公共施設用地については、市民生活の向上や市民ニーズの多様化に対応するため、必要な用地の確保を図ります。

海岸及び沿岸域については、優れた自然環境を提供しているほか、漁港・港湾等の土地利用に加え、レクリエーションの場としても利用されるなど貴重な資源であることから、その活用に当たっては、自然環境の保全に配慮します。

